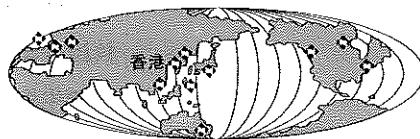


【III】
海外だより



香港生命保険業界の動向について

NLI International Hong Kong Ltd.

渡邊克彦

はじめに

1993年12月号の当欄で「香港の生命保険の現状」と題して、香港の生命保険業界の全体像を明らかにした。一般の読者には興味の湧かない内容であったかとも思われるが、香港の業界関係者からは香港の生命保険に関する資料・統計が極めて限られている中での全体像を纏めた資料として感謝され、寄稿した甲斐があったと思っている。今回も香港の生命保険業界の話であるが、少し別の角度から纏めることにしたい。

業績面では前回データとの比較(1991年／1993年比較)において順調に推移し、個人保険の保有契約件数と収入保険料でそれぞれ50%と59%の伸びを示している。本稿では業績面以外の香港生命保険業界の動きを、一つは中国の保険市場開放とのかかわりから、もう一つは生命保険業界に関わる諸規制の改正という視点から特徴的な点を取り上げることにする。

<参考：香港生命保険業界業績動向>

	1991年	1992年	1993年	
個人保険	保有契約件数 (千件)	1,493(－)	1,977(32%)	2,243(13%)
	収入保険料 (HK \$m)	6,747(－)	8,712(29%)	10,699(23%)
	責任準備金 (HK \$m)	12,386(－)	14,937(21%)	20,901(40%)
全商品	収入保険料 (HK \$m)	10,765(－)	13,027(21%)	15,490(19%)
	責任準備金 (HK \$m)	28,624(－)	32,088(12%)	43,502(36%)

() 内は対前年増加率

データ：保険業管理處アニュアルレポート

第1部：中国の保険市場開放と 香港の生命保険業界の動向

中国の経済改革開放路線の流れに乗って、中国の保険市場も開放されようとしており、諸外国の保険会社は将来的に有望な人口12億のマーケットへの早期参入を果たそうとしている。この外国保険会社の中には、中国参入の足掛かりとするために香港を活用しようとするところも少なくなく、そのために香港生命保険市場に新規参入する会社が近年目立っている。

ここでは先ず、中国の保険の歴史と保険市場開放の動きを簡単に整理してから、香港生命保険市場への新規参入の動きに関して述べることにする。

1. 中国の保険の歴史と保険市場開放の動き

(1) 中国の保険の歴史

中国の保険の歴史を概略的に分類すると次のようになる。

—— 1949年前

広大な中国の内陸部では保険は知られていなかつたが、沿海部の植民地的な一部の地域（特に上海）には200社近い保険会社があり、その約8割は外資系会社であった。

—— 1949年～1958年

中華人民共和国の建国に伴い、保険会社の国営

化と統合が進められた結果、外資系保険会社は国外に追いやりられ、内国保険会社は1949年に設立された中国人民保険公司（PICC）などに統合、合併されていった。

—— 1959年～1978年

社会主義国家の計画経済の下では経済的保障は国家と人民公社が担うため、保険は不要なものとして、保険事業は一部の国際的保険取引を除いては全面的に廃止された。

—— 1979年～1987年

改革開放路線への転換により近代化が標榜され、保険制度も必要な制度として、PICCが国営の独占企業として再発足した。

—— 1988～

1985年に発布された「保険会社管理暫定条例」により、PICCの独占状況にあった保険事業に他企業の新規参入の道が開かれ、全国規模の保険会社として1988年に平安保険有限公司が經濟特別区である深圳に、1991年には太平洋保険公司が上海に設立された他、地域保険会社の設立も行われた。

また、1992年に外資開放の実験として米国のAIA社が上海で生損保兼営ライセンスを認可され、1994年には同じく上海で東京海上火災が損保ライセンスを認可されるなど、保険市場開放の動きが起こっている。

(2) 中国保険市場開放の今後の動き

経済の改革・開放の進展による経済の発展に伴い、保険の必要性が一層高まってきており、未整備な国内保険市場の整備・発展が不可欠となってきた。保険市場の開放は、海外の先進保険商品や販売手法に関するノウハウの取り入れや、国内の専門人材の養成などを主な目的としている。

今後の開放政策として以下の方策が検討されて

いる。

- ①現在上海のみで認められている外資保険会社への開放を、深圳・広州・北京・天津・大連など他の地域や都市に拡大していく。(早ければ今年10月にAIA社に対して広東省広州市で生保および損保の営業を認可する予定)
- ②外国保険会社に対するライセンス認可について、従来は事務所開設から3年経過を基準にしていたが、この期間を2年に短縮する。
- ③自国保険会社の育成に力を入れ、年内に10社程度の内国保険会社を設立する。

各国の外国保険会社は、この一連の開放の動きに合わせて矢継ぎ早に市場開放が見込まれる各都市に事務所を開設し、1989年には4カ国／14社しか事務所を開設していなかったが、1995年6月末現在では13カ国／73社が105の事務所を設置している。

また、開放の促進を図るために国内保険市場の整備が進められており、包括的な保険法の作成(1995年10月1日発効)や、保険監督機関である中国銀行内に保険担当部門(保険司)が設置され、保険市場を発展させる上での4原則が掲げられた。

— 保険市場を発展させる4原則 —

- i. 内国保険会社を優先する
- ii. 保険の種類は生命保険を優先する
- iii. 株式制度保険会社の設立を推奨し、豊富に資金を調達できるようにする
- iv. 安定的な発展を堅持する

2. 香港生命保険市場への参入の動き

(1) 新規保険会社の参入

最近の香港生命保険業界の大きな動きとして、中国保険市場の開放の動きに呼応して、中国マーケットを見据えた新規保険会社の参入が上げられる。1990年～1995年(8月)の間に既存保険会社の買収も含めて12社が参入を果たしている。

1990年以前の香港保険市場は、僅か600万の人口の中に約60社が生命保険ライセンスを取得しており、更にAIA社(米)、ナショナル・ミューチュアル社(豪)、マニー・ライフ社(加)の大手3社でマーケットの約8割を占めている状況であった。一見すると魅力に乏しいマーケットであったが、その後何故多くの会社が参入してきたのであろうか。その理由を確かめるべく、新規参入10社に対してヒアリングを行った結果、異口同音に「市場としての魅力のある香港でビジネスの基盤を作り、将来的に有望な中国の保険市場への参入に役立てるため」との回答であった。

この回答をブレークダウンすると、香港生命保険市場の魅力としては、

①生命保険普及率が20%程度と、経済の発展度合いに比べて低く、今後十分に拡大の余地がある

②一般の個人保険以外にも、退職年金マーケット(後述)や在留外国人マーケットなどの有望マーケットがある

のことであり、また、香港市場での経験が中国参入に役立つ理由としては、

①欧米保険会社にとって中国、アジアは文化が違うため参入が困難であるが、西洋文化が浸透している香港で、異文化での保険会社運営

の経験を積むことができる

②中国には保険の専門人材が殆どいないため、国外から調達しなければならないが香港人は同じ中国語を話すため、英語の通じる香港のオペレーションで人材を育成し、その人材を活用して中国オペレーションを運営することが可能になる

とのことであった。

(2) 大物華僑の保険業務参入

この一連の新規参入の動きの中で更に特徴的なのは、欧米の大手保険会社の他に大物華僑が保険業務へ参入している点である。彼らも欧米保険会社と同様に、将来の中国ビジネスの布石として参入していることがヒアリングより明らかになっている。

①カナディアン・イースタン・ライフ社

香港No.1華僑である李嘉誠のグループ企業C E Fホールディングスが筆頭株主として47%を保有する他、長江(李嘉誠の主力企業)、CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE(李嘉誠が大株主となっているカナダの大手銀行)、永隆銀行(香港の中堅銀行)、FULLERTON(シンガポールの企業)がそれぞれ10%

— 最近の新規保険会社参入状況 —

年	新規保険会社(生保)	参入形態	備考
1990年	UAP社(仏) イーグルスター社(英) クレリカルメディカル社(英)	支店設立 支店設立 支店設立	フランス最大の保険グループ イギリス大手保険グループ イギリス中堅生保
1992年	AMP社(豪)	支店設立	オーストラリア最大の生保
1993年	コロニアル・ミューチュアル社(豪)	既存会社への資本参加	オーストラリア大手生保
1994年	トップ・グローリー社 カナディアン・イースタン・ライフ社 サウス・アフリカ・ミューチュアル・ライフ社(南ア) リッポ・プロテクティブ・ライフ社 アジア・パシフィック社	既存会社の買収 新規設立 支店設立 既存会社の買収 既存会社の買収	香港華僑資本 香港華僑資本 南アフリカ最大の生保 インドネシア華僑と米国生保の合弁 華僑資本
1995年 8月 現在	チューリッヒ・ライフ社(スイス) AXA社(仏)	支店設立 既存会社の買収	スイスの大手保険グループ フランス第2の保険グループ

を持ち、首鋼（中国最大の国営鉄鋼会社）が13%を持っている。

主要株主である李嘉誠の名前は香港で偉大であり、彼の下で働きたいと思う人は多く、会社設立に際し業界内からスタッフ、エージェントが集まった。エージェントを営業開始時より約800人保有し、現在は約1000人となり、エージェント数ではわずか1年で香港第5位の会社になっている。

②トップ・グローリー社

李嘉誠の息子であるリチャード・リーがコントロールするシンガポールの会社（PACIFIC CENTURY REGIONAL DEVELOPMENTS）が主要株主になっている。1994年1月に、当時売りに出ていたニュージーランド・ライフ社を買収し、香港第2位のナショナル・ミューチュアル社の育ての親と言われる経営幹部を社長として迎え入れて発足した。

ニュージーランド・ライフ社はエージェント数約450人の中堅生保であったが、ナショナル・ミューチュアル社のスタッフ、エージェント合わせて1000人以上が先の経営幹部の後を追うようにトップ・グローリー社に移り、現在ではエージェント数約1800人となりマニュー・ライフ社を抜いて第3位の保険会社になっている。

(3) 保険契約切替に関する業界規制

カナディアン・イースタン・ライフ社やトップ・グローリー社のように新規参入保険会社が短期間で営業部隊を構築、拡大しようとした場合には、他社からエージェントの引き抜きを行うケースが少なくない。その場合には新しい会社に移ったエージェントが以前の会社の顧客を新しい会社に取り込むために、前の保険契約を解約させて新しい保険に加入させることが誘発されやすくなる。特にナショナル・ミューチュアル社からトップ・グローリー社へのエージェントの大量移動により、この

不正な契約切替えに対する社会的懸念が大きくなつた。

そのため香港保険協会は、不正な契約切替えを防ぎ、保険契約者の利益を保護する観点から業界の自主規制として、1994年12月1日より「保険契約切替に関する行動規約」を制定した。

この行動規約では、保険契約者が既存の契約を解約して新規に保険を購入する際の確認事項を定め、契約を切替える前に保険契約者とエージェントが確認書に記入およびサインすることを規定し、不正な契約切替えを監視することになっている。

不正な契約切替えとは、不正確な説明、重要事項の未告知、虚偽の説明、不完全な比較による保険契約の切替えを促し、結果として保険契約者に不利益を与えることを指している。

不正切替えが発覚した場合には、その営業拠点はそのエージェントに対して制裁を科すとともに、顧客が望む場合は前の保険会社と交渉し、契約の復活を図らなければならないと、この行動規約には規定されている。また、交渉が成立しない場合には保険協会内に設けられた裁定委員会（INSURANCE AGENTS REGISTRATION BOARD）の裁定を仰ぐことになっている。

契約の不正切替えに関与したエージェントに対する制裁には、販売資格の3年間剥奪などが含まれている。

第2部：生命保険業界に関する諸規制の改正

香港はレッセーフェールにより現在の繁栄を築いており、自由放任で規制が殆ど無く、個人や企業に自由裁量を大幅に与える代わりに、自己責任原則が貫かれている。生命保険業界に関しても同様であるが、近年はレッセーフェールは基本的に変わらないものの、顧客保護や制度の整備を目的に諸規制が改正されてきている。

ここでは香港保険行政の変化と、退職金制度の社会制度化について述べることにする。

1. 香港保険行政の変化

香港政庁の保険業管理處（保険局）によって保険行政が司られているが、この保険業管理處が独立した部署として設置されたのは1990年6月と、ごく最近のことである。それ以前は一般企業の登記を管轄する註冊總署（登記局）の保険部門が担当していた。また、保険行政の拠り所となる法律についても現在の包括的な保険会社法である「INSURANCE COMPANY ORDINANCE」が制定されたのは1983年のことであり、以前は生命保険、火災保険、海上保険、自動車保険の業務について別々に法令が定められていた。

1983年に制定された包括的な保険会社法でさえも先進国の保険法に比べれば頼り無い内容で、毎年の如く改正、変更され徐々に整備されてきている。例えば、ライセンスのみで実際に営業活動を行っていないような不適格な会社が、保険会社法の改正・変更により整理され、1983年時点では生損保合わせて300社以上あった保険会社数が1994年末では229社に減少している。

最近の大きな改正点としては、“保険仲介人に関する規制の導入”と“ソルベンシーマージン規定の改正”が上げられる。

(1) 保険仲介人に関する規制の導入

1994年7月、保険会社法（INSURANCE COMPANY ORDINANCE）の改正として保険仲介人（INSURANCE INTERMEDIARIES）に関する項目が付け加えられ、従来はその定義さえも不明確であった保険仲介人に対して法的な規制が施された。

保険仲介人の内、保険エージェントに関しては、1993年1月に香港保険協会が自主規制として、保険エージェントの資格基準と協会への登録の義務付けを定めたため、実態として明確になっていたが、保険ブローカーに至っては規制が全く無く、誰でもブローカー業務を営むことが可能であった。

そのために自称保険ブローカーなどが顧客から預かった保険料を持ち逃げるなどの被害が発生することもあった。また、保険エージェントの登録もあくまで自主規制のため、エージェントが不正を働いた場合などの責任の所在が保険エージェント本人にあるのか、また保険会社にあるのか不明確であり、顧客保護の観点からは實に心許ないものであった。

保険法の改正による保険仲介人の定義と資格が明確に規定され、法的に顧客保護の充実が図られた。

<参考：保険仲介人に関する法律の概要>

①保険仲介人の資格

保険会社に指名された保険エージェントまたは認可された保険ブローカーのみが保険仲介人としての資格を有する。

②保険エージェント、保険ブローカーの定義

保険エージェントとは、保険会社の代理として保険契約のアドバイスやアレンジを行う者。

保険ブローカーとは、保険契約者または見込顧客の代理として保険契約の交渉やアレンジを行う者。又は、保険に関する事柄についてアドバイスを行う者。

③保険エージェントの届け出

保険会社は自社の保険エージェントの任命、解任を保険行政監督官庁に届けなければならぬ。

④保険会社と保険エージェントの関係

保険契約に関わる取引において、保険エージェントは保険会社の代理であり、保険会社はその保険エージェントの行動に全て責任を負わなければならない。

⑤保険ブローカーの認可要件

- i. 保険販売の資格と業務経験
- ii. 資本金、資産
- iii. 賠償責任保険の購入

iv. 顧客用口座の別管理

v. 適正な会計管理

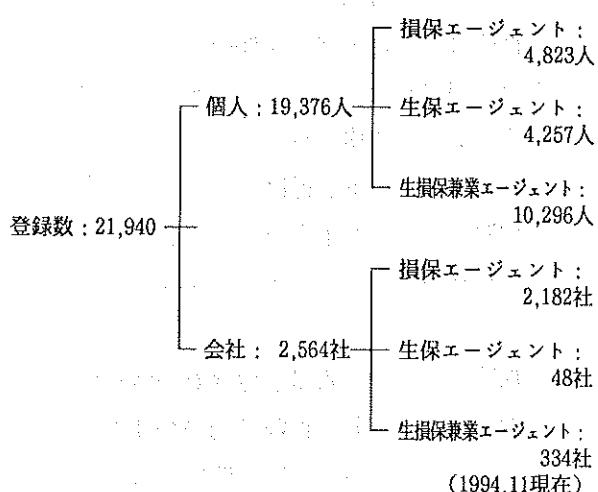
⑥保険プローカーの登録

保険プローカーは保険行政監督官庁または保険行政監督官庁が認可した保険プローカー団体に登録しなければならない。

⑦違反に対する罰則

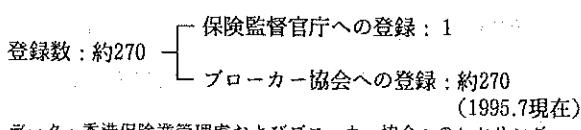
保険仲介人の資格が無い者が保険仲介の業務を行った場合、または資格のある保険仲介人が法律に違反した場合には、“100万香港ドルの罰金と5年の禁固”等の刑が科せられる。

<参考：保険エージェント数>



データ：香港保険協会ニュースレターより抽出

<参考：保険プローカー数>



データ：香港保険業管理處およびプローカー協会へのヒヤリング

(2) ソルベンシーマージン^{注1}規定の改正

より一層の保険契約者保護を図る観点から1995年7月に新しいソルベンシーマージン（支払余力）の規則として、INSURANCE COMPANIES (MARGIN OF SOLVENCY) REGULATION 1995 [1995年ソルベンシーマージン規則] およびINSURANCE COMPANIES (DETERMINATION OF LONG TERM LIABILITIES) REGULATION

1995 [1995年生命保険債務評価規則] が定められ、ようやく国際的な水準に変更された。

従来の生命保険会社のソルベンシーマージンは1983年の保険法制定時に規定された200万香港ドルのままであり、保険会社の規模や事業の内容に関係なく一律の基準であった。

1995年ソルベンシーマージン規則ではソルベンシーマージンの最低金額を規定しており、その金額は個々の保険会社の責任準備金と危険保険金を基に算出されるため、会社の規模に応じた基準になっている。また、1995年生命保険債務評価規則では生命保険会社の債務額および資産価額の評価方法を定めている。この2つの規則はイギリスのソルベンシーマージン基準とほぼ同様の内容になっている。

保険会社は3年以内にこの新基準を満たさなければならないが、多くの保険会社は従来より安全性を見込んだソルベンシーマージンを保持しているため、特に大きな問題は生じないが、一部の会社では基準達成に向けての資産の積み増しが重要課題になると言われている。

注1：ソルベンシーマージンとは

保険会社の債務額を越える資産の価額の超過額をいい、債務額および資産の価額は評価規則に基づいて決定される。

<参考：ソルベンシーマージン算定方法>

—普通生命保険、年金保険、婚姻保険、出産保険の場合

$$\text{責任準備金の } 4\% \times \frac{\text{前年度責任準備金額} \text{ (出再分除く)}}{\text{前年度責任準備金額} \text{ (出再分含む)}} \text{ (85%以上)} - ①$$

$$\text{危険保険金の } 0.3\% \times \frac{\text{前年度責任準備金額} \text{ (出再分除く)}}{\text{前年度責任準備金額} \text{ (出再分含む)}} \text{ (50%以上)} - ②$$

$$\text{ソルベンシーマージン} = ① + ②$$

2. 退職金制度の社会制度化

保険仲介人およびソルベンシーマージンに関する規制は保険行政そのものの変化であるが、それとは別に香港の社会制度の変化も業界に大きく影響している。

香港はタックスヘブン（法人税 16.5%、所得税最高 15%）である代わりに、社会保障制度は必要最低限の内容になっている。医療制度や年金制度についても日本のような公的な制度は無く、個人の自助努力や企業の福利厚生に委ねられており、生命保険会社などにこの分野での機能発揮が求められている。企業の団体医療保険や退職金制度の導入は全くの任意であり、何の制約も無かったが、退職金制度については、政府への登録制度の導入や強制退職金制度法案の可決により、社会制度化が進められている。生命保険会社にとっては退職金ファンドの運用会社として、ビジネス拡大のチャンスになっている。

(1) 退職金制度の登録制度

香港には退職金制度を保有している企業が約 2 万社有り、全労働人口約 280 万人の約 3 割に当たる約 80 万人がカバーされている。

1993 年 10 月に施行された OCCUPATIONAL RETIREMENT SCHEMES ORDINANCE（職業退職金制度条例）により、企業が任意に制定した退職金制度に関して、退職金積立ファンドの管理・運営方法と、政府への登録義務が定められた。

退職金制度を実施する企業の中には、退職金積立ファンドを生命保険会社や信託会社等の外部機関に預けている企業もあるが、社内引当を行っているところや引当さえも行っていない会社などもある。

この職業退職金制度条例では、1995 年 10 月までに退職金積立ファンドを企業の資産とは別に、社外の生命保険会社や信託会社等に積み立て、制度内容を政府に登録しなければならず、また、1998

年 10 月までに支払責任総額に十分な額をファンドに積み立てなければならなくなっている。全体のファンド規模は 1,000 億香港ドル（約 1 兆 2,500 億円）と言われており、生命保険会社もこの登録制度を機に新規ファンドを獲得している。

政府への具体的な登録手続きについてはファンドを委託されている生命保険会社などが行うことになっているが、1995 年 7 月末時点で制度登録済みの企業数は約 7,500 社であり、10 月までの約 2 ヶ月間で残りを登録しなければならず、書類作成など最後の追い込みが行われている。

(2) 強制退職金制度の法制化

職業退職金制度条例は企業に対して退職金制度の設立を強制するものではなく、任意に設立された制度の健全な運営の確立を目指したものであった。

今年 7 月 27 日の香港の立法機関である立法評議会で、16 時間におよぶ討議の末に企業の退職金制度導入を義務付ける強制退職金制度（Mandatory Provident Fund Scheme）法案が賛成 32、反対 22 で可決された。香港の公的年金制度または退職金制度の導入については 30 年来議論され続けてきたが、今まで導入が見送られていた。

現在 65 才以上の人口は約 56 万人（全人口の約 9%）であるが、2016 年には約 100 万人に増加すると予測されており、将来の高齢化の進展に対する危惧の高まりが導入の背景にあると思われる。

今後この強制退職金制度の関連法案が作成・審議されることになるが、議員の中には、この制度の対象が企業に勤める被雇用者と自営業者のみであり、家庭の主婦や既に定年を迎えていた人々が対象外になっている点や、年金制度ではなく退職一時金制度である点などを不満とし、関連法案の成立を阻止して 65 才以上の全員を対象にした中央年金制度の導入を目指そうとする動きがある。また、制度の実施時期が 1997 年以降であり、英中の共同声明の規定では、1997 年を跨ぐ問題に

については英中合同連絡委員会（JLG）を通じて協議し、中国側の同意を得る必要があることになっているが、この件に関して中国側に相談していないため、中国返還後に香港特別行政政府によって法律が見直される可能性があると、香港の中国窓口である新華社が警告するなどの動きもあり、まだまだ動向を注視する必要がある。しかし、主要法案の可決により制度導入に向けて大きく前進したことに間違いはないと言える。

強制退職金制度が実施された場合には、導入時のファンドが300億香港ドル、また20年後のファンドが1兆3,000億香港ドルになると試算されており、生命保険会社には大きなビジネスチャンスとなり、先に述べた新規参入保険会社の中にはこの動きに対応した香港進出も含まれている。

＜参考：退職金制度業績（生命保険業界計）＞

	1991年	1992年	1993年
保有契約件数 (件)	5,949(－)	6,271(5%)	9,046(44%)
収入保険料 (HK \$ m)	3,735(－)	3,847(3%)	4,292(12%)
責任準備金 (HK \$ m)	15,902(－)	16,655(5%)	21,941(32%)

()は前年増加率

データ：保険業管理處アニュアルレポート

＜参考：強制退職金制度の概要＞

- ①実施時期：早くても1997年
- ②加入対象者：18～65才の被雇用者および自営業者
- ③非対象者：A) ホームヘルパー
B) 自営露天商
C) 転職のため離職中または雇用日数60日未満
D) 外国人で既に母国での年金に加入済の者
E) 外国人で180日以内に帰国し、再来港予定がない者
- ④法定最低積立額：被雇用者——収入の5%

雇用者——被雇用者収入の5%

自営業者——収入の5%

- ⑤退職年齢：65才
- ⑥受給条件：A) 退職年齢（65才）に達する、又は
 - B) 移民等で永久に香港を離れる、又は
 - C) 心身障害による行為能力喪失、又は
 - D) 死亡

⑦受給金額：積立金額および金利の合計

- ⑧その他：転職の場合、前の会社の基金にとどまるか、新しい会社の基金に再加入するかは、本人の選択

おわりに

植民地としての香港は、アヘン戦争後の1842年の南京条約により、香港島が清朝から英國に割譲されたことで生まれた。1984年12月の英中共同宣言で1997年7月1日に中国に返還されることが決まり、近年は返還を目前にして中国経済の改革開放政策の進展の流れの中で中国との関わりが益々深まっている。

第一部で述べた「中国の保険市場開放と香港の生命保険業界の動向」については、正に中国との関わりであり、また、第2部の「生命保険業界に関わる諸規制の改正」についても、中国返還に備えて諸制度を整備しようという英國の思惑のように思えてならない。

普段の生活からも、英語放送のテレビ番組がいつの間にか中国語（北京語）放送に代わったり、街中の外貨交換所で以前には見かけなかった中国人民元の取扱いをよく見るようになるなど、変化を感じ取ることができる。

様々な変化が起こっている香港。歴史的な転換点を前に目が離せない。